

# 地域医療勤務環境改善支援事業

医師の労働時間短縮に向けた他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善に要する経費を補助

## Ⅱ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

(教育研修体制を有する医療機関の勤務環境改善を支援するため、対象医療機関に以下の財政的支援を行う。)

医療機関としての指導體制を整備し、基本的な診療能力に加え、**最新の知見や技能又は高度な技能を修得できるような医師を育成する医療機関**において、診療中に当該教育研修を行うための、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

### 【補助対象医療機関】

- ・地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、以下①②のいずれかを満たす医療機関
  - ① **基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設**であって、「一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数が40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関
  - ② **基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設**である医療機関
- ※区分Ⅵの他事業(「地域医療勤務環境改善体制整備事業」及び「勤務環境改善医師派遣等推進事業」)実施の場合や、地域医療体制確保加算の加算対象外の範囲についても、支援可能。

### 【補助対象経費】

- ・「医師労働時間短縮計画」に基づく、医師の労働時間短縮に向けた勤務環境改善のための総合的な取組に要する費用
- (例)ハード事業：ICT等(AI問診システム、勤怠管理システム等)の導入費用、休憩室の設備購入費用等
- ソフト事業：医師事務作業補助者の研修費用、改善支援アドバイス費用、タスク・シフト/シェアに伴う医療専門職雇用にかかる人件費等

### 【交付要件】

- ・年の時間外・休日労働時間が720時間を超える医師を雇用している医療機関で、年間の時間外・休日労働時間が720時間を超える36協定を締結していること。
- ・医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成していること。

### 【補助基準額】

- ・1床(※1)当たりの標準単価を133千円とし、病床数を乗じて得た額。ただし、「**更なる労働時間短縮の取組(※2)**」を実施する医療機関は、1床当たりの標準単価を最大266千円まで可とする。(R8までの措置)

### 【補助率】

- 1/2  
※補助基準額と補助対象経費に補助率1/2を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を補助上限額とする。

(※1)病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数(療養病床を除く)

- (※2)医療機関の**更なる労働時間短縮の取組**を評価し、以下のいずれかを満たす場合、1床当たりの標準単価を266千円まで増額できる。
- ①「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。
  - ②医療機関勤務環境評価センターの評価を受審したB又は連携B医療機関で、各年度において、下表に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結するB又は連携B水準適用医師がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。

令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間
令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間
令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間